

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太良町長 永淵 孝幸

市町村名 (市町村コード)	太良町 (414417)
地域名 (地域内農業集落名)	大浦地区 <small>集落名:里、野上、中畑、広江、亀ノ浦、野崎、田古里、津ノ浦、牟田、今里、道越・平浜、竹崎、平野、広谷、黒金、大町、牛尾呂、船倉、青木平、日ノ辻</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月28日、9月5日 (2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・人口減少および高齢化の影響で、農業に従事する人材(労働力・後継者)が不足している。
- ・農業従事者の減少に伴い、行政区で開催する農道・水路の草刈り等も個人に対する負担が大きくなっている。
- ・エリア全域に耕作放棄地がここ10年でも大幅に増加しているように思う。
- ・所有者不明の土地(農地)が増えてきた。
- ・先代から受け継ぐ農地は一筆ごとの面積も小さいうえ、離れた場所に点在しているため、作業効率が悪い。
- ・イノシシなどによる鳥獣被害が深刻化している。
- ・農業資材・燃料・飼料等の価格が年々高騰しているものの、農産物が安価で取引されるため採算が合わない。
- ・温暖化や夏の異常気象などの影響で農産物の生育に支障が出てきたほか、作業時の身体への負担が大きくなった。
- ・地域内の土地改良区の運営に不安視している。
- ・何らかの補助を受けないと農業を継続できるか不安である。

【太良町の基礎的データ】(2020年農林業センサスより)

総農家数 : (2015年)825戸 → (2020年)712戸

農業従事者数 : 940人(うち70歳以上421人)

主な作物 : 水稲、たまねぎ、いちご、かぼちゃ、なす、みかん、花き、畜産

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・人材派遣や新規就農者(半農半X含む)の推進により、労働力を確保する。
- ・農業に関する研修制度を充実させる。
- ・労働力不足を補うため、作業の省力化(機械化)を考えていきたい。スマート農業の導入(消毒散布車・ドローン防除等)を進める。
- ・地域の担い手により作業受託組合を組織する。(法人化)
- ・耕作条件の悪い農地については基盤整備などを行い、作業効率の向上を図る。
- ・優良な農地につながる農道・水路の整備にも注力する。
- ・優良農地については将来の担い手へ集積・集約化を図る。
- ・鳥獣被害軽減のためにワイヤーメッシュや電柵を設置するほか、有害鳥獣の駆除に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	681 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	681 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 ・高齢化等により離農する農業者から担い手への集積がスムーズに図られるよう地域で話し合いを実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農用地の集積・集約に向けて農地中間管理機構の活用を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上、農用地の集積・集約化を図るため、農業者の要望を踏まえた基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・町やJAと連携して地域内外から多様な経営体を募集する。 ・外国人労働者や農業をするために移住してきた人への支援を行う。 ・農地運用法人の立ち上げに注力する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
共同省力化機械の導入や作業の受託、共同作業の実施について補助金活用も視野に入れながら、地域内で検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の被害が拡大しないよう農地への侵入防止柵を設置し、イノシシが近づかない環境作り等を地域ぐるみで行う。捕獲従事者の確保・育成および支援を進めていく。